

# 高等教育の質・水準の保証のための実施基準

## 第4章： 学外試験

(抜粋)

2004年9月

高等教育質保証機構

## 序文

12 英国の高等教育制度では教育機関は自らが提供する教育の質と授与する学位の学術的水準に対して責任を負っている。学外試験は、自立した個々の高等教育機関が国内的に通用する水準を維持するための一つの重要な手段を提供するものであり、学外試験官はこれらの機関が活用する独立した公平なアドバイザーの中の1人である。学外試験に加え、その他の教育の質と基準を保証し向上させる手段には次にことがある。

- プログラムおよびモジュール・ユニットを定期的に（毎年の場合が多い）監査または審査すること。
- 学外の審査官の協力を盛り込んだ、年に5～6度の審査。
- 同種の教育機関で提供されるプログラムとの比較。

13 教育機関がその学術的水準を維持し強化するために用いるメカニズムは個々の任務、規模、カリキュラムの構成その他の要因により異なる。しかし「規範」の中の本節は、名誉を重んじ授与する場合を除いて全ての教育機関が授与する学位の学術的水準を監査する一助とするため学外試験官を用いることを前提とするものである。学外試験官は、設定した水準とこの水準に照らした学生の達成度について教育機関へ事実に基づいた所見を提供するもので独立した公平なアドバイザーの役割を果たすものである。学外試験はそれゆえ、教育機関の教育の質を保証する取り組みに欠かせない必須の部分である。その学術的水準を示し維持できるようにする学外試験の基準とガイダンスは各々の教育機関の責任で定める。

14 「規範」の中の本節は、学外試験のプロセスを学科別基準、国内の資格体系および教育機関のプログラム仕様に関連付けるものであるが、これらすべて一般に入手できる情報として学術的水準や教育の質を保証する手続きの基礎となるものである。

15 学外試験の主たる目的は、次の通りである。

- 学術的水準が、学外試験官が検査するように任命を受けた対象となる学位またはその一部に適切であることを検証すること。
- 教育機関が、授与する高等教育の学位全体の学術的水準を保証し維持できるよう支援すること。
- 教育機関が、その評価プロセスが健全で公正に運営され当該教育機関の方針や規定に沿ったものであることを確認できるようにすること。

これらの重要な機能に加えて、教育機関は学外試験官にその他の活動を行うよう依頼することもできる。「規範」の本節は、このような役割を拡大することに制約を加える意図は

ないが、両当事者がこれらに合意すること、およびこの目的のために与える可能性のある関連する権限を明確にする必要性について述べる。いかなる場合も学外試験官の役割を拡大することで学外試験の主な目的の効果を減じること、あるいは主たる目的と対立することがあってはならない。後述する指針 2 と 6 でこれらの点について詳細に述べる。

16 学外試験の実務の詳細については教育機関の間で大きなバラツキがある。「規範」の本節は、このような局所的な多様性を抑制することなく、また革新的なアプローチを妨げることなく、個々の教育機関の授与学位の学術的水準を確保するために英国全域を対象とした基礎ができるように努めるものである。

17 プログラムを実施する教育機関が学位を授与することがない場合、学外試験官の任命と機能はやはり授与する側の教育機関の責任となる。しかし、ある特定の状況では、学外試験官の採用、選別そして任命を提携関係者に委任することに支障はない。[「規範」の第 2 節：共同プログラムの提供および柔軟な分散学習 (E ラーニングを含む) の指針 21-23 も参照されたい]

18 QAA が管理する教育の質を保証するプロセスでは、監査役や審査官が、機関またはプログラムのレベルで関与している。監査役・審査官と学外試験官のそれぞれの役割について誤解のないようにすることが重要である。監査役・審査官は検査のプロセスには関与せず学外試験官の責務とは明確に異なる責務を有するものである。

19 契約した教育機関に対して継続的にその役割を担い、学生の成績が当該機関の学術的水準に照らし適切かつ公正に判定されたか報告することが学外試験官の務めである。合意した間隔で、監査役・審査官は、教育機関が、適当なレベルで学術的水準を定めていることを確認できる有効なメカニズムがあるかどうか検討する。監査役・審査官は、授与機関が設定した学術的水準が適当なレベルにあるかどうか学術基盤 (7 ページの脚注 2 を参照) の要素を参照しながら。幅広く確認することもあるが、個々の学生の評価には関与しない。

20 教育機関の学術的水準と実務を評価する監査役・審査官が求める情報の一部は、学外試験に関連する教育機関の手続きの有効性および「規範」の本節の指針に加えられる配慮の程度を精査することでもたらされる。

21 学外試験の制度は、英国内のあらゆる高等教育機関がそのスタッフの専門的能力の開発に学外試験の準備をする経験を積極的に盛り込む責任を引き受けるか否かに依存するものである。この制度が将来も継続して成功するか否かは、学外試験のプロセスの持続性と有効性に資する個々の人々を採用し保持する教育機関の姿勢と、その教育機関がこの役割

に向けて準備を整え引き受けるようにどのようにスタッフに促すかその姿勢に依存している。

22 高等教育におけるプログラムと履修方法がますます多様化する中で、教育機関が、一般的な学歴を有する者に加え、必要に応じて職業または実務に基づく専門知識を持った学外試験官を任命することが望ましいことが示唆されている。

23 QAAの「規範」の中の本節は、学外試験官を個々の学生を検討するため任命する事例ではなく（例えば、リサーチ・ディグリーの検査のために）教育プログラムとその構成要素の学外試験を対象とするものである。学生の評価、共同プログラムの提供および大学院の履修プログラムについて述べる節を含む「規範」のその他の節にも言及し必要に応じてこれらにも応用すべきものである。

## 指針とガイダンス

### 一般的な原則

学外試験の機能は、教育機関が次の事項を確保することに有用である。

- 各学位とその構成要素の学術的基準を授与機関が適当な水準で設定し維持する。そしてこの基準に照らし学生の能力の水準を正しく判定する。
- 評価プロセスは、プログラムの意図する成果に照らし適切に学生の達成した結果を測定するもので教育機関の方針と規定に沿って厳しく公正に運用される。
- 教育機関は、自らの学位授与の基準をその他の高等教育機関の基準と比較することができる。

教育機関の学外試験のプロセスの中心的な機能を指針1で概説する。

#### 1

教育機関は学外試験官にその専門的判断を基に次の事項について報告するように依頼すべきである。

- i 学位授与について定めた学術的基準の全体またはその一部が適切であるかどうか。
- ii 評価プロセスは厳格で学生を公平に扱うことを保障するものであること、そして教育機関の規定とガイダンスに則って公正に実施した程度。
- iii 検査をするように指定されたプログラムまたはプログラムの一部<sup>1</sup>における学生の成績の基準
- iv 必要に応じて、基準と学生達成度をその他の高等教育機関のそれらと比較すること。
- v 識別された優れた実践。

## 学外試験官の役割

教育機関は、広範な役割を与えて学外試験官を用いる。指針 1 で概説したプログラムと学位の学術的水準を保証する中核的な役割に加え、教育機関は学外試験官にその他の役割を担うように依頼することもある。その他のいずれの役割も中核的な役割と対立することがないことが重要である。

<sup>1</sup> プログラムの一部とは、単一または複数のモジュール、コース、ユニット、要素、すなわちモジュール、コース、ユニットの構成部分である。

学術的基盤<sup>2</sup>は、学外試験官がその中核的な役割を果たすのを助ける重要な基準の中の 1 つである。

## 2

**教育機関は、試験・評価委員会における権限の範囲を含む、学外試験官に割り当てた様々な役割と権限そして責任を関係者すべてに明確に示し伝えなければならない。**

教育機関は、その評価システムにおける試験官の異なるタイプの役割と権限について明確なガイダンスを提供することで、学生、試験官、学部・学科ならびに学内の個々のスタッフを含む評価プロセスに関与する関係者すべてが次の事項について理解を深めることができる。

- 通常はモジュールまたは要素レベルにおける評価実務について所見を述べるように依頼を受けると思われるモジュラーシステムの学科の試験官の責任。
- 通常 1 つまたは 2、3 の教科の分野における一つのプログラムまたはプログラムの集合を担当する学外試験官の役割
- その委託事項が、例えば学位の分類のための手続といった広範なプログラムにまたがる試験プロセスの比較について助言を与えることがある学外試験官の役割
- 異なるプログラムにまたがるモジュールに対して学外試験官が責任を担うことが可能な範囲。

学外試験官の中核的役割とその他の追加的役割を区別することで利害が対立する可能性を減らすことになる。学外試験官の中核的な役割が評価プロセスの質を保証し学術的水準を維持することに資することであるならば、例えば試験用紙を承認し学生の成果を抽出し、総合的に監査し評点を有効にすることで、学生の達成度の水準を評価する際に、どのようにして責任を担うことを期待されているかについて助言を必要とすることになる。例えば

定期的な見直しなどその他の活動に学外試験官を関与させる場合は、試験官の公平性を維持する能力に及ぼす潜在的风险をあらかじめ検討しなければならない。

場合によっては、カリキュラムの再設計または新しいプログラムの開発に際しては学外審査員またはアドバイザーの役割を担った者がそのような助言を与える役割を果たした後に学外試験官になることが適切かもしれない。

教育機関の質を保証するプロセスにその業務で資する方法を学外試験官がはっきりと理解することがその役割を効果的に果たすことに役立つことになる。

試験・評価委員会の運営に関して学外試験官に期待する内容を教育機関が明確にすれば、関係者すべてに役に立つ。その役割を果たすことができるように、検査をする契約になっているプログラムの全部または一部を考慮する試験・評価委員会に学外試験官が出席することが期待される。

<sup>2</sup> 学術基盤の構成要素は、高等教育資格体系、学科別基準、規範、プログラムの仕様である。

学外試験官が委員会の最終決定に影響を及ぼすことができる範囲は、機関の方針にかかわる事項である。一部の機関では、いずれの試験官も平等の権利を持つ試験官の会議が集団的な決定をすることが通常の慣行と見なされる。機関の規定またはガイダンスには、通常、試験・評価委員会に与えられる、評点を監査して最終決定する権限が示される。

「規範」の第6節：学生の評価には評価審議会・委員会の活動と会員資格に関するガイダンスが盛り込まれている。

### 3

**評点リスト、合格者リストまたはその他の同種の文書を確認する前に、教育機関は、学外試験官に対して、精査するように任命を受けた評価の結果を確認するように求める。**

教育機関は、学外試験官が評価結果を承認することができるようにするため独自の手続きを持つことになるが、通常、これは試験官の会議（前述の指針2を参照されたい）が集団的に決定するものである。学外試験官の承認は、通常、評価プロセスが当該機関の方針と規定に従って実施されたことを示すために求めるものである。

教育機関は、通常、試験官の会議の最終決定を記録する書類へ学外試験官が署名を行う重要性および試験官が評価プロセスの結果を承認することを望まない状況を解決するための処置に関するガイダンスを提供する。後者の場合は、学外試験官の説明書を伴うことがある。そのような状況に関するガイダンスは、誤解を防ぎ混乱を避ける一助となる。

学外試験官が承認する試験・評価委員会の決定がさらに検討の対象とされる範囲について明確にすることが有用である。

### 学外試験官の推薦と任命

教育機関の中で学外試験官を推薦し任命する手続きは、学術的水準を保証することに欠かせない重要な部分である。この分野の「優れた実践」は、大学の上部機関が次のことに直接責任を担う場合に実現されると思われる。

- 候補者の識別、推薦と任命の基準を、任命に着手するスタッフすべてが理解し入手できること。
- 推薦を有効かつ厳格に評価すること。
- 例えば商業上の守秘義務のニーズから生じる問題などあらゆる潜在的な知的所有権の問題を任命の前に解決していること。

検討するように求められたプログラムの全部または一部のタイプを理解している者から学外試験官を選ぶことが重要である。このことは、教育機関が学外試験官を当該機関に類似した他の機関から採用することが最も適切であることを意味している。それでも、潜在的な学外試験官を捜す場合に、機関が高等教育全体の中から活用できるあらゆる専門知識を検討することが役に立つと思われる。

機関は一般的に、候補者と教育機関の双方がその役割について共通の理解をもって任命の承認の段階まで進むことができるように潜在的な学外試験官に十分なドキュメンテーションを提供する。文書類には、例えば任命または契約の書面といった教育機関と試験官との間の特定の正式な合意が盛り込まれると思われる。

任命の条件を確認し機関に中の誰が責任者であるか明らかにする正式な任命書または同等の文書を学外試験官に送ることが通常の慣行である。

## 4

教育機関は、学外試験官がその契約に定める責任を担う能力があることを確認できるようにできる限りの努力をする。

学外試験のプロセスは、教育機関が求める役割に適した学外試験官を選別することができる任命の手続きに依拠するものである。学外試験官を任命する者に対する明確なガイダンスが、選別および採用プロセスを関係者すべてに明らかにし、さらに潜在的な学外試験官に対して果たすことを求める役割について十分理解させることができる。

任命の基準は通常次の事項に言及する。

- 関連する学科の分野と評価に関する学術的知識、必要に応じて、その他の職業上の専門知識と経験の適切な水準
- 評価プロセスの効率性と持続性に効果的に寄与し、評価および関連する手続きについての客観的な助言を提供できる 個人の能力
- 学外試験官として従前の経験がないことを理由に、そうでなければ十分な資格のある候補者を除外しない必要性。

学外試験官として任命された人々は、特に、この役割について従前の経験がほとんどまたは全くない人に対しては、適切に説明を行い迎え入れる（後述の指針7を参照されたい）必要がある。潜在的学外試験官は、任命を受け入れるか断るかについての正しい決定をすることができるように、担うことを求める役割について十分な情報を提供すべきである

例えば、実技に基づくプログラムやモジュールやおよび複合的または異なった学問分野にまたがるプログラムとモジュールなど、学外試験官を評価の特定の側面のために任命する場合には特定のガイダンスが必要となる。

専門的職業または職業教育の学科では、職業団体、公的機関または規制機関が実技への適合性を含む専門的水準を認証し維持することに重要な役割を有している。これらの機関のメンバーおよび商工業界の人々が学外試験のプロセスへ貴重な貢献をする。学術的な判断と関連する職業の要件を合体することができるように、採用機関はこれらの人々に適切な支援を提供すべきである。このことは評価の学術的側面と専門職業的側面の関係について確実に自信をもって取り組むことができるようにすることに役立つ。

## 5

教育機関は、学外試験官の推薦ならびに任命および一方の当事者による期限前の契約解消について規定する明確な方針と規定を定めるべきである。

教育機関は、任命する学外試験官の数と配置を自らの責任で決める。その責任を果たす際に、一般的に次の事項の一部またはすべてを教育機関は引き受ける。

- 学外試験官の推薦と任命のためのガイダンスを策定し基準が守られているかどうか監査すること。こうすることは実務の一貫性と有効性を確保する助けとなる。
- 通常3年から5年間の任命期間を特定すること。このような期間を設定することで学外試験官は当該教育機関とそのプログラムを十分に熟知することができる。その一方で、この期間が長すぎた場合に生じる可能性のある客観性が欠如する機会を減らすことができる。
- 任命をサポートする適切なドキュメンテーションを検討することを盛り込んだ承認プロセスを設定すること。これは、任命プロセスの厳格性について学生その他の関係者に保証する一助となることができる。
- 機関のレベルで指名を検討し確認することを盛り込んだ学外試験官を任命するシステムを確立すること。このことで機関を代行する者が運営する手続きの完全性と客観性について教育機関は確かめることができる。
- 任命と在任期間を一括した記録簿を管理すること。このことで教育機関が不注意による利害の対立を避けて学外試験官の適当な交替を実現する手助けとなる。
- 契約の早期（途中）解除（終了）について基準と手続きを策定すること。契約の中には、両者が毎年更新をすることができるものがある。終了を促すことになる可能性のある例としては次の事項がある。試験官が試験・評価委員会に欠席した場合、虚偽の情報を提供した場合、報告書を作成しなかった場合、あるいは教育機関が費用を払わなかった場合。

一つのプログラムまたはその一部に二人以上の試験官を任命する場合、新任の試験官の指導を可能にするため任命を段階的に行うことが役に立つことがある。

## 6

**教育機関の手続きは、学外試験官を任命する前に潜在的な利害の対立を識別し解決できるものでなければならない。**

試験官と学部や学科のガイダンスを策定する際に、教育機関は次の事項の一部またはすべてについて具体的な詳細を盛り込むことが役に立つと思われる。

- 通常、期待するまたは被任命者が維持することが認められる学外審査官の最大数
- 通常の再任の回数と再任までの期間。通常、学外試験官を中断しないまま第2期の全期間を再任することは例外的であると思われる。しかし、最大で1年までの任命を延長することは時には必要になることもある。
- 別の教育機関の学部・学科と相互に任命すること（潜在的な客観性の欠如につがる）を通常どのように回避するか、そのような任命が避けられない場合、利害の対立をどのように扱うか。

- 以前に学生またはスタッフのメンバーであった者を学外試験官として任命する場合に必要とする間隔。
  - ある試験官の後任を同じ機関から任命することができるかどうか。
  - 状況（例えば転職）の変化のため生じた利害の対立。
- 通常の方針に対する例外も確認すべきである。

## 学外試験官の準備

### 7

教育機関は、任命後ただちに学外試験官に対して、その責務を効果的に遂行することができるように十分な情報と支援を提供しなければならない。具体的には、学外試験官は、自ら責務を理解し果たすことができるように、採用した機関が適切に準備を整えなければならない。

異なる種類の共同プログラムの提供も、学外試験官の実務に影響するものである。

[「規範」の第2節：共同プログラムの提供および柔軟な分散学習（Eラーニングを含む）の指針21～23も参照されたい]

通常、最初に評価を行う視察に先立ち、学外試験官が、教育機関およびその評価手続きに熟知しその責務に同意することができるように機会が与えられる。熟知させるプロセスには学外試験官に対して、当該機関の規定、学外試験および評価ガイドラインなどの機関に関する情報や、学生・プログラムハンドブック、試験用紙、評点・分類基準などの学部・学科の情報を提供することが盛り込まれることになる。これらの機会は、学外試験官の経験がほとんど、あるいはまったくない場合、さらにより重要になる。

すべての学外試験官、とりわけ経験がほとんど、あるいはまったくない学外試験官に期待する内容に関してガイダンスを提供することが採用機関の責任となる。

学外試験官は、地元地域および国内で入手できる支援のメカニズムを活用することを含む、その役割について自ら啓発することが望まれる。その役割について学外試験官を準備させることは、専門的な学内の実務の一環となり、機関はこのことをそのスタッフに提供する自己啓発の機会に反映することができる。採用する機関が提供する支援には、必要に応じて学外試験のプロセスのための国内の支援メカニズムを利用しながら定期的に評価方針と手続きを刷新することが盛り込まれることになる。

## 学外試験

### 8

教育機関は試験官を任命する対象となるプログラムおよび授与する学位またはプログラムの部分に関係者すべてに明確にして伝える。

学外試験官を用いる状況と用いない状況について明確にすることが重要である。教育機関は、例えば、ある指定学位に寄与する学生の成果をいずれも学外試験官が監査（moderate）することになることを明確に示すことが適切であると考えられる。あるいは、教育機関は学士のプログラムの学術的水準を確認することで、例えば学部の証明書と卒業証書のような関連した臨時の資格のレベルと基準を学外試験官が非明示的に承認していることと判断することも可能であると思われる。

授与する学位の学術的水準を保証するため学外試験官を追加して雇用することに関係がある要因には、次の事項がある。

- 例えば、高等教育資格体系のような学術基盤の構成要素や職業団体、公的機関および規制機関の要件といった、合意したすべての学外基準に関連して適確な判断をする既存の学外試験官の能力。
- 学外試験官の数と検査する評価資料の量との適切な照合の必要性。
- 学術的に多様なプログラムに二人以上の試験官が必要かどうか。
- 合同研究と多分野にわたるプログラムの全体的な水準と一貫性を評価するために試験官をどのように配置するか。

## 9

教育機関は学外試験の責務を効果的に果たすためにそれぞれが必要であると考えられる証拠について学外試験官と合意することが望まれ、このことに関連する広範な情報を提供する。

学外試験官は評価プロセスにおけるその役割についてなされる明確な助言を高く評価する。さらに学外試験官は、次の行為が可能とされる範囲を認識することも必要である。すなわち、クラス分けを含む、プログラムの評価したすべてまたは一部に直接アクセスすること、学生の成果を抽出する方法と範囲を決定すること、追加の採点を要請すること、口頭試験の候補者を選別し試験の内容と実施に関与すること、代償を求める範囲、あるいは容認する範囲を決定すること、学生による不正行為が疑われる、あるいは証明された場合にその決定に参加すること、である。

厳格な方法でその役割を遂行するため学外試験官は次の事項を知る必要がある。

- 自らが検査しているプログラムまたはプログラムの一部の中で学生と会合する権利が与えられるか否か。

- 評価の質と妥当性を判定するため、さらに評価は意図する学生の成果を検査していることを確かめるために必要とされる証拠は何か。

(「規範」の第6節： 学生の評価、の指針8も参照されたい)

- 学内の試験官と会合を開く十分な機会をどのような形で与えられるか。

### 学外試験官の報告書

学外試験官は教育機関によって任命されるが、その報告は教育機関の内外の質を保証するプロセスの中の重要な構成要素とある。教育機関は、学外試験官に対して内容と構成を含む報告への期待に関する明確な助言を与えることが望まれる。

## 10

**教育機関は、学外試験官に対して評価プロセスと学生が達成した水準に対するコメントと判断を提供する報告書を合意した回数で提出することを求めるべきである。**

教育機関が指定する報告を行う要件に加えて、学外試験官は、自ら専門的な判断をするうえで適切だと考えるあらゆるコメントを自由にすることが必要である。これは、その学外性を示す重要な側面である。これを容易にするために、学外試験官は、教育機関の責任者に対して機密の報告を行うことで特に重要な問題または微妙な問題を提起することができる手段を知っている必要がある。

教育機関は、一般的に次の事項に関するガイダンスを追加して提供する。

- 報告書のタイミング、送付する相手および例えば印刷物または電子コピーといった必要とされる報告書の媒体。
- 報告書に付される機密性のレベル。
- 任期の終わりに際し、学外試験官に概略報告書または概括報告書を求めるかいなか。

## 11

**教育機関は、学外試験官の報告書に必要な形式と対象とする内容について示すべきである。**

明確さを求めるため教育機関は学外試験官に所見を述べることを求める、評価プロセスの側面を特定することが役に立つと思われる。これらは、任命に際し通知される役割と任務と首尾一貫したものになるべきである。教育機関が標準的な報告書の形式を使用することが次第に増えてきているが、この中には学外試験官から求める情報の内容や種類を示す特定の質問の題目がよく盛り込まれている。学外試験官が報告書の所要の形式と対象とする内容に従わなかった場合にいかなる措置を教育機関が取るか概説したガイダンスを学外試験官が入手できるようにすべきである。

報告する要件を教育機関の実務とニーズに合わせるものになる。しかし報告書は一般的に次の事項について所見を述べるものである。

- 学生が実証した学術的水準および可能な場合には同等のコースの学生の能力に関する成績
  - 学生を一集団としてみる長所と短所
  - 学生の能力で示される教育、学習と評価方法の質
  - 水準が授与する学位または検討中の学位の要素の適切である範囲
  - 評価の設計、構成および採点
  - 評価と検査の手続き
  - 学外試験官が必要な判定をするために必要な資料を十分に入手することができるかどうか。さらに情報を追加して要請することを奨励しているかどうか。
  - 学外試験官に関する方針と手続きとの首尾一貫性、およびこれらが、学外試験官が実行するように依頼を受けた規則に適合しているかどうか。
  - 従前の報告書に中の学外試験官の所見が考慮されて適切に措置が取られた範囲。
- そして、さらにその他の問題について所見を述べることもある。

特定の学外試験官が提供する広範囲におよぶ助言は、学生の学習成果を策定し絞り込むことに、さらに教育機関が学術基盤の要素を使用することをサポートする際に有用となりうる。

教育機関がその資金提供機関から公表するために学外試験官の報告書に基づく概要またはその他の情報を提供するように要請された場合、当該機関はこれらの要件をその学外試験官に説明しシステムが情報を収集し検証することに同意する必要がある。

#### **学外試験官の報告書の教育機関内における利用**

学外試験官の報告は、当該教育機関がその学位の学術的水準を保証し、これが有効になされていることを確かめるプロセスの欠かせないものである。この取り組み方がこれらの問題にどれだけ真面目に取り組んでいるか示すものである。

12

教育機関は学外試験官に教育機関の長(責任者)あるいはこれらの報告書の取り扱いについて責任を果たすように指名した指定者に報告書を送るよう依頼すべきである。教育機関は、教育機関内で学科および機関全体の両方のレベルで報告書を検討するようにすべきである。

13

完全で重大な考慮は教育機関は学外試験官の報告書の中に盛り込まれた批評と勧告に十分かつ真摯に検討を加えなければならない。そして、検討した結果(取られた措置を含む)を正式に記録しなければならない。

学外試験官の業務から最大の利益を引き出すために教育機関は次のような有効な方法を取る必要がある。

- 報告書を検討し、必要に応じて、できるだけ早く措置をとること。
- 学科・学部が報告書の内容を考慮したことを、例えば結果として取られた措置を学外試験官に知らせるために用いるフィードバックの形式を明らかにし、関連する学科分野の反応を記録することで学外試験官に知らせること。
- 特定の試験または評価の責任者に対して、関連する学外試験官の報告書の結果に基づく変更点を知らせ、必要に応じて監視するようにすること。

学科レベルで個々の学外試験官の報告書を第一に検討することに加えて、教育機関は一般的に毎年その学外試験官の回答を要約しテーマまたは繰り返された勧告を抽出し、これらの問題が適当なレベルで完全に取られるようにする。関連する教育の質保証委員会が検討する概要報告を作成することは、概略情報から学びこれを広める取り組みが最初のステップとなるものである。

モジュール・教科・学科・学部レベルから経営陣レベルまで教育機関の中の様々なレベルで学外試験官の報告書を検討することは有用である。学外試験官の批評に対応して迅速な措置をとることができるモジュール・プログラムのレベルは特に重要である。

外部の職業団体の要件が批評の対象になっている場合には、学外試験官の報告書に応じて取られた措置をかかるとする団体に知らせることが必要になることがある。

#### 学外試験官に対するその報告書に関するフィードバック

14

教育機関は、学外試験官に対して適切な時間内に、当該教育機関が取った措置に関する情報を含む彼らの批評や勧告を検討した結果を回答する。

学外試験官は、支援している教育機関が試験官の行った批評や勧告に適切に配慮していることを信頼する必要がある。このことは、教育機関が彼らの学外試験官が行った批評や勧告すべてに同意またはこれを受け入れなければならないことを意味するものではない。理路整然とした回答が両者の間の生産的な関係を築く一環となる。

学外試験官への返答には、その報告書を詳細に検討した結果に関する情報とその結果として取られた何らかの措置を詳細に示す情報を盛り込むことも可能である。勧告された内容を実行しない決定をした場合には、その理由を学外試験官は理由を説明すべきである。教育機関から学外試験官への正式な返答は、フィードバックのプロセスの重要な一部をなすものである。